

新型コロナウイルス発生に伴うきっぷの取扱いについて

定期券の払いもどし（特例扱い）

国内各地における新型コロナウイルスの感染拡大や 2020 年 4 月 7 日に政府より「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」といいます。）に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」といいます。）が発出されたこと等を受け、通勤通学定期券をお持ちのお客様に対しては、以下のとおりきっぷの払いもどしをいたしますので、駅窓口へお申し出ください。

4 月以降に購入した定期券については、2020 年 4 月 16 日に全国に拡大された「緊急事態宣言」に伴い、会社及び学校が休業となったため、使用している通勤・通学定期券を解約する場合は、当該定期券の払いもどしをすることが出来ます。

特例により 2020 年 4 月 17 日以降で最後に使用した日から残期間を払いもどし対象としますので、使用している定期券をお持ちになって窓口へお申し出ください。

なお、この取扱いは当該定期券のご購入日から 1 年間以内であれば対象となりますが出来る限り定期有効期間内にお戻し下さいます様お願いします。

（対象となる定期券）

- ・通勤定期券は、最後に使用した日を払いもどしのお申し出をされた日とみなし、1 ヶ月単位で計算した額（定期券の使用開始後 7 日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）から手数料（220 円）を差し引いた額を払いもどしいたします。
- ・通学定期券（小中学校、高校、特別支援学校）は、上記取扱いの他に、特例として阿武隈急行線区内の通学定期券については、有効期間の残日数が 1 ヶ月未満の場合でも 10 日単位で払いもどしの対象とします。

※この取扱いは当社のみの特例扱いのため、他社との取扱い方については、相違がありますのでご注意下さい。

（通勤・通学ともに共通取扱い）

対象となる定期券は 2020 年 4 月 17 日以降の最後に使用した日を払いもどしのお申し出をされた日とみなします。

①最終使用日以降、定期券の残りの有効期間が 1 ヶ月以上ある場合

→阿武隈急行旅客営業規則により払いもどし可能な定期券、通常の払いもどし対象となります。

②使用開始後、最終使用日が 7 日以内の場合

（例）4/15～5/16 までの福島～保原までの大人 1 ヶ月の通学定期券 13,740 円で、
4/17 以降の最終使用日が 4/17 日だった場合、3 日間使用で払いもどし対象となります。

「13,740 円（発売額） - （460 円片道運賃×2（往復分）×3 日数） - 220 円（手数料）
= 10,760 円（戻し額）」

(通学のみの特例取扱い)

最終使用日以降、定期券の残りの有効期間が1ヵ月未満の場合

※使用済日数の計算方法

旬計算とは、10日間を単位として、1～10日まで1旬、10～20日までを2旬の残旬。

これに、区間別の単価に残旬分を乗じた額を払いもどし額とします。

(例) 4/8～5/7までの福島～保原までの大人1ヵ月の通学定期券13,740円で、

4/17以降の最終使用日が4/21日だった場合、14日間使用で残日数は16日あるので払いもどしとなる期間は、1旬分の10日分が払いもどしの対象となります。

「13,740円(発売額)÷30日×10(残旬分1)－220円(手数料)＝4,360円(戻し額)」

(例) 4/10～5/9までの福島～保原までの大人1ヵ月の通学定期券13,740円で、

4/17以降の最終使用日が4/19日だった場合、10日間使用で残日数は20日あるので払いもどしとなる期間は、2旬分の20日分が払いもどしの対象となります。

「13,740円(発売額)÷30日×20(残旬分2)－220円(手数料)＝8,940円(戻し額)」

取扱箇所

阿武隈急行各有人駅：福島駅、保原駅、梁川駅、丸森駅、角田駅
の窓口営業時間に対応します。

お 問 合 せ 先 ： 福島駅 024-522-1322 保原駅 024-576-2773

角田駅 0224-62-4610 丸森駅 0224-72-4069

梁川駅 024-577-7131 又は本社企画営業課 024-577-7132

